

(別紙1)

## 作業環境測定機関登録基準調査表

測定機関の名称及び 代表者氏名	( T E L )					
所在地						
業務を行う事務所	適		不適			
規則別表の作業場の区分ごとの 第一種作業環境測定士の 設置状況	第1号	有 ・ 無	第4号	有 ・ 無		
	第2号	有 ・ 無	第5号	有 ・ 無		
	第3号	有 ・ 無				
《共通保有機器及び設備》						
機器及び設備の名称	設置状況	性能等	備 考			
化学天びん又は直示天びん	有 ・ 無	良 ・ 不良				
乾燥機	有 ・ 無	良 ・ 不良				
純水製造装置	有 ・ 無	良 ・ 不良				
化学実験台	有 ・ 無	良 ・ 不良				
ドラフトチェンバー	有 ・ 無	良 ・ 不良				
排気又は排液処理設備	有 ・ 無	良 ・ 不良				
《規則別表区分の保有機器及び設備》						
別表の区分	機器及び設備の名称	設置状況	性能等	備 考		
第1号	1. 試料採取機器 ろ過捕集用機器	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	2. 分粒装置	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	3. エックス線回折装置又は 位相差顕微鏡	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	4. 相対濃度計	有 ・ 無	良 ・ 不良			
第2号	1. 試料採取機器 (1)ろ過捕集用機器 (2)液体捕集用機器 (3)固体捕集用機器 (4)直接捕集用機器 (5)冷却・凝縮捕集用機器	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無	良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良			
	2. 全アルファ放射能計測機器	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	3. 全ベータ放射能計測機器	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	4. 全ガンマ放射能計測機器	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	5. ガンマ線スペクトル分析機器	有 ・ 無	良 ・ 不良			
	第3号	1. 試料採取機器 (1)ろ過捕集用機器 (2)液体捕集用機器 (3)固体捕集用機器 (4)直接捕集用機器	有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無 有 ・ 無		良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良 良 ・ 不良	

	2. 光電分光光度計 又は光電光度計	有・無	良・不良
	3. ガスクロマトグラフ	有・無	良・不良
	4. 検知管方式の測定機器	有・無	良・不良
第4号	1. 試料採取機器 (1)ろ過捕集用機器 (2)液体捕集用機器 (3)固体捕集用機器	有・無 有・無 有・無	良・不良 良・不良 良・不良
	2. 光電分光光度計 又は光電光度計	有・無	良・不良
	3. 原子吸光光度計	有・無	良・不良
第5号	1. 試料採取機器 (1)液体捕集用機器 (2)固体捕集用機器 (3)直接捕集用機器	有・無 有・無 有・無	良・不良 良・不良 良・不良
	2. 光電分光光度計 又は光電光度計	有・無	良・不良
	3. ガスクロマトグラフ	有・無	良・不良
	4. 検知管方式の測定機器	有・無	良・不良
参 考 事 項	上記のとおり、作業環境測定法施行規則第54条に定める登録の基準に（適合・不適合）しているので登録を行うことが（適当・不适当）と思料される。		
	<p style="text-align: center;">年      月      日</p> <p style="text-align: center;">官職</p> <p style="text-align: center;">氏名 <span style="float: right;">印</span></p>		

備考

1. 各該当事項に 印を付して使用すること。
2. 機器及び設備の「性能等」の判定は、昭和51年2月18日付け基発第206号「作業環境測定機関が設置すべき機器及び設備を定める告示の施行について」により行うこと。